

第20期

第23回

総会議事録

令和8年3月18日

1. 開催年月日 令和8年3月18日(木)
2. 開催場所 郡山市役所西庁舎5階 5-1-2会議室、中田行政センター
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	欠席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 渡 辺 啓 一

【農地調整係主任】 大 堀 寛 和

【農業振興・農業法人係長】 椎 野 かおる

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時55分

8. 閉会宣言 14時55分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

北島 繁和

署名人

石井 源信

事務局	<p>ただいまより、第23回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、高野 和介委員から欠席届が出されています。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>こんにちは。春作業が忙しくなった所、ご参集いただきありがとうございます。これからますます忙しくなってきますので健康には充分注意していただきたいと思います。</p> <p>本日もよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>9番 北島 繁和 委員</p> <p>17番 石井 源信 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>タブレットの正誤表をご覧ください。</p> <p>議案第3号の6ページ、1番の該当条項が抜けていました。</p> <p>次に土地の一覧の2ページ目に誤りがありましたので、配布した資料のとおり差し替えさせていただきます。</p> <p>修正箇所ですが、一覧表の左側、3条処分の熱海17と19の横線が2段ずれていましたのでよろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず1番 1件について付議いたします。</p> <p>小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は経営移譲、経営継承です。</p> <p>3月13日に渡し人と面会し、話を聴きました。</p> <p>渡し人と受け人は親子です。水稻中心に経営します。</p> <p>申請地は周辺農地と調和の取れた状況です。</p> <p>農作業は受け人と夫、家族を中心に行います。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻、父親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、</p>

	<p>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について許可と決します。</p> <p>次に3番 1件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、経営拡大です。 3月10日に現地調査及び受け人への聴き取り調査を行いました。 農機具は自己所有の物を使用し、農作業は受け人と両親が行います。 申請地は農地として適正に管理されております。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に4番から8番までの 5件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>4番から8番までの 5件について、調査の結果を報告いたします。まず4番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は相手方要望、経営拡大です。受け人と息子夫婦が農作業に従事します。</p> <p>次に5番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は相手方要望、経営拡大です。役員2人が農作業に従事します。</p> <p>次に6番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は相手方要望、経営拡大です。役員2人が農作業に従事します。</p> <p>次に7番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は相手方要望、経営拡大です。役員2人が農作業に従事します。</p> <p>次に8番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は相手方要望、経営拡大です。借人と両親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番から8番までの 5件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番から8番までの 5件について許可と決します。 次に9番と10番の 2件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	9番と10番の調査結果を報告いたします。 いずれも渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、農業開始です。 3月15日に受け人と現地確認しました。 9番の農地は受け人の自宅に隣接しており、10番の農地は車で1～2分の距離にあります。 農作業は受け人が行い、自家用野菜を栽培する予定です。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	9番と10番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、9番と10番の 2件について許可と決します。 次に11番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	11番 1件について、調査の結果を報告いたします。

	<p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、11番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に12番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので議長交代いたします。</p>
濱津職代	<p>議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>12番 1件について、調査の結果を報告いたします。 3月14日に現地調査をし、電話で聴き取り調査を行いました。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 申請地は受け人の会社が購入した宅地の隣接地です。 受け人が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p>

	<p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
濱津職代	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
濱津職代	<p>12番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
濱津職代	<p>異議ないものと認め、12番 1件について許可と決めます。 議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に13番と14番の 2件について、付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>13番と14番の調査結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は2件とも相手方要望、経営拡大です。 まず13番について、高野委員が調査しましたが本日、欠席ですので副担当の私が報告いたします。 申請地は受け人の自宅に隣接しております。 渡し人と遠縁の関係にあり、以前から管理していました。 今後は妻と野菜を作付けします。 以前から居住し、作付けしていることから農作業常時従事要件、地域との調和要件に問題はありません。</p> <p>次に14番ですが、この案件は数年前に申請したものの漏れたもので苔のシート栽培をすることなのですが、いまは行われていません。 農地は適正に管理されています。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので</p>

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	13番と14番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、13番と14番の 2件について、 許可と決します。 次に15番 1件について、付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。
北島 繁和 委員	15番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は子への一括贈与です。 3月11日に渡し人から話を聴きました。 申請地は渡し人夫婦が耕作していましたが、数年前から受け人が 手伝っていました。 2年前、受け人が会社を退職し、専門的に農作業に従事して きましたが、今後は受け人が中心に耕作します。 受け人と両親が農作業に従事します。 また地域の水利調整、利用調整に今まで通り協力し、防除基準に従い 耕作管理していきます。 農機具は父親の物を使用し、契約書が添付されています。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	15番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、15番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に16番から18番までの3件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>16番から18番までの3件について、調査の結果を報告いたします。 まず16番ですが申請人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 3月14日に現地調査したところ、申請地は適切に管理されていました。 土地取得後、必ず耕作するという確約書が添付されています。 農作業は受け人と妻、息子、妹が従事します。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、確約しております。 以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはありません。 また3月16日に代理人の行政書士に確認したところ、申請内容に間違いはありませんでした。</p> <p>次に17番ですが申請人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は遺贈、経営拡大です。 3月11日に現地調査したところ、申請地は適正に管理されていました。 農作業は受け人と妻が従事する予定です。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、確約しております。 以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはありません。 また3月16日に代理人の行政書士に確認したところ、申請内容に間違いはありませんでした。</p> <p>次に18番ですが申請人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は贈与、経営拡大です。</p>

	<p>3月14日に現地調査したところ、草刈り等行い管理されていきました。農作業は受け人と妻、子供が従事する予定です。</p> <p>地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、確約しております。</p> <p>以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはありません。</p> <p>また3月16日に代理人の行政書士に確認したところ、申請内容に間違いはありませんでした。</p> <p>調査の結果、3件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。古川委員。</p>
古川 弘作 委員	<p>16番ですが、経営面積が2.86 a で経営拡大になっていますが昔だと農業開始です。通常の経営拡大でよろしいか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>以前ですと1,000㎡未満は全て農業開始という申請事由にしていましたが、既に経営面積が2.86 a あるので新規の農業開始ではなくて経営拡大という記載になっています。</p>
議長	<p>古川委員。</p>
古川 弘作 委員	<p>そうすると例えば、2 a で農業開始すれば以後、経営拡大でいいということですか。</p>
事務局	<p>10 a を超える場合は事前審査会を行うようになりますが、事由としては経営拡大になります。</p>
古川 弘作 委員	<p>2 a から4 a になる場合ですね。10 a を超えると。</p>
事務局	<p>申請事由は経営拡大ですが、事前審査会は行われず。</p>
古川 弘作 委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>その他、ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>16番から18番までの 3件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、16番から18番までの 3件について</p>

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に19番から22番までの4件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>19番から22番までの4件について、調査の結果を報告いたします。 まず19番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は子への一括贈与です。 受け人と夫、息子夫婦が農作業に従事します。</p> <p>次に20番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に21番ですが、貸人、借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 借人と祖母が農作業に従事します。</p> <p>次に22番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>

議 長	19番から22番までの 4件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、19番から22番までの 4件について 許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農業用倉庫の敷地です。</p> <p>3月11日に現地調査を行いました。申請地には夫及びその父親が 昭和55年頃、農業用倉庫を建築しました。両人とも亡くなっています。</p> <p>建物の建築面積は200㎡を下回っていますが、道路整備のため 農地以外に利用している面積が200㎡を超えており、違反状態に なっています。申請地を農地に戻すのは困難で、戻した場合、営農が 不可能になります。</p> <p>また現状は農業用以外に使用していません。</p> <p>申請地は作業所及び駐車場として使用しています。</p> <p>北側と南側は自己所有農地、西側は市道です。</p> <p>周囲は本人所有地であり、農地の集団性は損なわれません。</p> <p>他の農地への日照、通風に影響はないと判断しました。</p> <p>申請目的実現の確実性について、転用行為の妨げになる権利等は ありません。</p> <p>申請書には今後、不適切なことがないよう顛末書が付されています。</p> <p>3月16日に代理人の行政書士に確認したところ、申請内容に 間違いはありませんでした。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局	<p>1番 1件の調査結果について、補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は農用地2-1-(1)-ア-(ア)で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農業用施設事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>石井 源信委員の調査報告を求めます。</p>
石井 源信 委員	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請の事由は駐車場敷地及び通路です。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は代々、受け継がれている三春張り子を始めとする伝統工芸品作りと民芸館を営んでいます。</p> <p>南東には大型駐車場が整備されていますが、少し距離があるのと坂道になっており、高齢者や足が不自由な方の歩行負担を緩和し、誰でも気軽に立ち寄り、工芸に触れられる機会を増やしたいと考え、バリアフリー駐車場及び通路を作りたく、申請となりました。</p> <p>事業計画書等の書類、現地確認をしました。</p> <p>雨水は自然地下浸透及び道路側溝へ、汚水の発生はありません。</p>

	<p>周辺農地から離れており、支障はないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カ-(イ)で、第2種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は、物流倉庫、駐車場、事務所です。</p> <p>面積は約1.1haです。農地区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>3月6日、佐久間会長及び事務局職員とともに現地調査を実施し3月10日に双方から聴き取り調査を行いました。</p> <p>申請地は現在整備している物流センターとは東北自動車道を挟んで東側になりますが、一連の施設になります。</p> <p>東北自動車道及びスマートインターチェンジへの進入路に囲まれており、隣接する農地はありません。</p> <p>また建物は平屋ですので、周辺農地への影響はありません。</p> <p>雨水は調整池で処理し、道路側溝へ放流。</p> <p>汚水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流しますので農業用水への影響はないと思います。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件の調査結果について、補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場（これらの支所を含む）並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲おおむね300m以内の区域にある公共施設至近距離農地です。</p> <p>申請地は郡山中央スマートインターチェンジから300m以内の区域にあります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、

	許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可相当と決します。</p> <p>なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>農地区分は農用地です。申請の事由は農作業所です。</p> <p>3月10日、現地調査及び聴き取り調査を行いました。</p> <p>現在、使用している農業用倉庫が老朽化しており、大型化、効率化、省力化のための設備の導入を図るため新設することにしました。</p> <p>申請地の東と南側は農地、西と北側は道路に面しています。</p> <p>汚水の発生はなく、雨水は自然浸透及び豪雨等の一時的処理として敷地内に排水溝を設置して、法定外用悪水路へ排出します。</p> <p>土砂の流出はないことから周囲の影響など、問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われま</p> <p>すが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件の調査結果について、補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は農用地2-1-(1)-ア-(ア)で4条 1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、4条 1番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	<p>2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は分家住宅です。 農地区分は第3種農地と判断しました。 3月15日に貸人と現地確認しました。 申請地の地目は田ですが、水利が不便で長年、転作として大豆 作っていましたが、2年前から休耕しております。 貸人と借人は親子です。 子供の成長に伴い、実家近くに分家住宅を建築し、農地の管理を することや子育ての支援を受けられることなどを考慮し、土地を 選定しました。 周辺農地は貸人の土地で営農条件への支障はありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は 第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で 5条 1番同様です。 申請地は片平行政センターから300m以内の区域にあります。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、5条 1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 次に4番 1件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。
北島 繁和 委員	4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は介護施設の建設です。 3月11日、受け人より電話で聴き取りを行いました。 令和4年8月に許可された案件と同一です。当初の受け人が 今回と同じく介護施設で転用許可を受けましたが、開業が困難となり 断念しました。 今月の報告第3号で許可処分の取り消しが報告されています。 今回、受け人が郡山市の介護事業開設事業者の公募に応募し、 選定されたため、建設用地を取得して建設するという事です。 周辺農地への営農障害は問題なく、申請目的実現の確実性について、 建設資金は銀行の残高証明で確認されております。 さらにグループ会社全体も資金力があると判断しました。 建築着工が令和8年10月1日、竣工が令和9年3月末日で、 5月1日の開所を予定しています。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は 第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で甲種農地の要件を満たしていない住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が 連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。

	<p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、5条 1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に5番と6番の 2件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。</p>
石井 源信 委員	<p>5番と6番の2件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 5番の申請の事由は住宅用敷地です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 使用貸人の家の北側に娘夫婦の住宅を建築したいとのこと。 事業計画書等の種類を確認しました。娘夫婦は会社勤めをしており 市内の賃貸アパートに暮らしています。 父の三春張り子作りを手伝っており、父親の体調がすぐれない日が 多くなったことから実家の隣に新居を建て、民芸館をはじめ父の ことを支えていきたいとの思いで申請に至りました。 周辺農地から離れており、雨水・汚水とも適切に処理されると 思います。</p> <p>次に6番ですが住宅地への給排水管理設のための一時転用です。 一部、給排水管理設のため掘削を行い、設置後原状回復します。 雨水は地下浸透、汚水の発生はありません。 周辺農地への障害もありません。 調査の結果、2件とも農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>

事務局	<p>5番と6番の2件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 まず5番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで4条 2番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カ-（イ）で、4条 2番同様です。</p> <p>次に6番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で4条 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定に定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>（質問、意見なし）</p>
議長	<p>5番と6番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>（全員「異議なし」）</p>
議長	<p>異議ないものと認め、5番と6番の 2件について、 許可と決します。 以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「事業計画変更に関する処分決定について」を 議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。 3月10日、事業者に聴き取りを行いました。 これは太陽光発電設備設置のために借りていた土地です。</p>

	<p>工事は完了しましたが、送電のための外線工事が遅れるとの連絡が電力会社からあり、期間を8月末まで延長するものです。</p> <p>調査の結果、調査の変更による周辺農地への影響はないことから承認相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。</p> <p>まず1番 1件について付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。</p>
先崎孝太郎 委員	<p>1番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更のためです。</p> <p>3月2日に事務局職員と現地調査を行いました。</p> <p>申請地は所有者が所有権を取得する以前から耕作しておらず、 現在は雑木等が繁茂し、農地に復元することは困難と思われ非農地と 判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。</p>

	<p>次に2番 1件について付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。</p>
先崎孝太郎 委員	<p>2番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 3月2日に事務局職員と現地調査を行いました。 8筆のうち、317-1は雑草はありますが、手入れをすれば農地復元は可能と思われ農地と判断しました。 他は篠竹、雑木等が繁茂し、農地復元は困難と判断しました。 ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>2番 1件について、317-1は農地、その他の7筆は 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、317-1は農地、 その他の7筆は非農地と決めます。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。</p>
石井 源信 委員	<p>3番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 3月3日に事務局職員と現地調査を行いました。 前田は竹が繁茂し、中野は雑木や篠竹等に覆われ農地に 復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>3番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「農地中間管理事業の農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。</p> <p>まず一括方式の11番 1件について付議いたします。</p> <p>この件につきましては、委員の同居の親族が借受人になって いますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する 議事参与の制限に該当しますので退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>議案第6号別紙をご覧ください。</p> <p>議案第6号は農地所有者、農地中間管理機構、耕作者の3者間での 貸借について定める農用地等利用促進計画案について 郡山市長から意見を求められたのでお諮りするものです。</p> <p>一括方式は所有者から機構への貸付と機構から耕作者への貸付を 一括して行うものです。</p> <p>11番 1件について、計画の内容を調査したところ 貸付相手方は全部耕作要件及び常時従事要件を満たしており 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	11番 1件について原案のとおり決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、11番 1件について 原案のとおり決めます。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(該当委員が復席する)

	<p>次に一括方式の1番から14番までのうち、11番を除く13件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から14番までのうち、11番を除く13件について計画の内容を調査したところ、貸付相手方は全部耕作要件及び常時従事要件を満たしており適当と認められますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から14番までのうち、11番を除く13件について原案のとおり決することに、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から14番までのうち、11番を除く13件について原案のとおり決します。</p> <p>次に再転貸の1番から3番までの3件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>再転貸の1番から3番までについては、前耕作者と機構との契約が合意解約されたことに伴い、新たな耕作者へ再転貸するものです。</p> <p>3件について計画の内容を調査したところ、貸付相手方は全部耕作要件及び常時従事要件を満たしており適当と認められますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から3番までの3件について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から3番までの、3件について原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p>

	<p>続いて、議案第7号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについてを議題といたします。</p> <p>この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で事前に検討していますので、後藤 秋夫委員長から報告を求めます。</p>
後藤 秋夫 委員長	<p>「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しにつきましては、2月3日の農地利用最適化推進委員会議で見直し後の指針案について、事前検討を行いました。</p> <p>内容は事務局から説明しますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>本指針につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第3項により、「指針を定め、又は変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。」と規定されております。</p> <p>今回の見直しにあたっては、2月3日に開催した農地利用最適化推進委員会議において事前検討を行いました。</p> <p>それでは、議案第7号別紙をご覧ください。</p> <p>農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）となっております。</p> <p>今回見直しを行う主な部分は、各項目の目標を掲げる表の「現状値、3年後の目標値、目標値」です。</p> <p>1ページについては、見直し前同様、指針に関する「基本的な考え方」を記載しております。</p> <p>2ページから5ページまでの「第2 具体的な目標、推進方法」の各項目の数値の時期について、共通しますので始めに説明しますと現状値を令和8年3月末予定とし、3年後は令和11年3月末、目標時期は最適化活動の目標と併せ、令和12年3月末となっております。</p> <p>すべての項目で共通しております。</p> <p>それでは2ページ目の「1 遊休農地の発生防止・解消について」ですが、</p> <p>(1) 遊休農地の解消目標を現状から毎年の解消目標面積を10haとし目標を算出しております。</p> <p>(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法</p> <p>(3) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な評価方法については</p>

記載のとおり、見直しはありません。

次に3ページ目の「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」ですが

(1) 担い手への農地利用集積目標を目標年集積率70%とし、それぞれ年割で算出しております。

また、担い手の育成・確保の目標については市農商工部と調整し、目標値を定めています。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な評価方法については記載のとおり、見直しはありません。

次に4ページの下段「3 新規参入の促進について」ですが

(1) 新規参入の促進目標を個人・法人ごとに過去の参入実績を踏まえ、算出しております。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

(3) 新規参入の促進の評価方法については、記載のとおり見直しはありません。

最後に5ページの下段「第3「地域計画」の目標を達成するための役割」ですが、見直し前同様、農地の適正利用、農業者の意向把握、農地中間管理事業の活用推進、地域計画の見直し協力についてとしております。

以上が、農地利用最適化推進委員会議で検討した内容です。事務局からの説明は以上です。

議長 ただいまの後藤 秋夫委員長からの報告及び事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、採決いたします。
原案のとおり決することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決します。
以上で、議案第7号を終わります。

続いて、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」

次のとおり、1番と2番の2件について、
農地転用届出書の受理をしたので報告する。
報告第1号を終わります。

続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による
農地転用届出について」

次のとおり、1番から11番までの11件について、
農地転用届出書の受理をしたので報告する。
報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「許可処分の取り消しについて」
次のとおり、1番 1件について、許可処分の取消願出書の
提出があり、適当と認め取り消したので報告する。
報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「受理通知書の返納願いについて」
次のとおり、1番 1件について、受理通知書の返納願の
提出があり、郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により
受理したので報告する。
報告第4号を終わります。

続いて、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による
通知について」 次のとおり1番から4番までの4件について
通知書の提出があったので報告する。
報告第5号を終わります。

ただいまの 第1号から第5号までの報告について
ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 以上で報告事項を終わります。
その他ございませんか。

(なし)

議長 長時間の慎重審議ありがとうございました。
以上で、第23回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第23回総会（令和8年3月18日開催）の概要

第3条 農地の移動は

22件で、田 209,879.83㎡ 畑 7,580.50㎡でした。

第4条 農地の転用は

2件で、農業用倉庫1件、駐車場1件でした。

第5条 農地の転用は

6件で、住宅2件、物流施設1件、介護施設1件、農作業所1件、一時転用1件でした。